



条例施行にあたり、 考えたこと

会長 渡部 伸

■2023年1月1日条例施行

◆世田谷区の新しい条例「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」が今年1月1日より施行されました。

◆第1条では「この条例は、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らせる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大並びに情報コミュニケーションの推進に関する基本的な事項を定めることにより、地域共生社会の実現に寄与することを目的とする」と規定されています。この条例が区民のみなさんに広く知られ、考え方が共有されることを期待いたします。

■「社会モデル」という重要な考え方

◆そして、この条例の中で強調されているのが「社会モデル」という考え方です。

◆以前は、「医療モデル」という考え方が支配的でした。これは個人モデルとも呼ばれ、障害者の社会的な不利は個人の問題であるから、それを克服するために、医療やリハビリなどを施し、周囲が援助してあげましょう、というものです。この「医療モデル」という考え方だと、障害による生活のしにくさは、あくまで障害者個人に起因するもので、障害者が健常者の基準に合わせていろいろな不利を乗り越えなければならないこととなります。そうすると、社会にある障害者の生きにくい仕組みは、何も変える必要がないということになります。

◆それに対して、現在一般的になってきた「社会モデル」は、社会の仕組みに不備があるためにハンディキャップを生み出している、という考え方です。この立場に立てば、社会のほうが変わらなくてはいけない、ということになります。つまり、社会の側に整備されていない部分や理解が足りない面があり、そのために不利な状態にあるのが「障害」である、ということです。

■「障害」の表記と社会モデル

◆さて、ここで考えたいのが「障害」の表記です。

◆「障害」「障がい」「障碍」…メディアや自治体によって

どの表記を使用するか、判断が分かれています。少し前にも九州のある市で、市が作る文書等では「障がい」に改めるといった報道がありました。記者会見の席で市長は「害という字には悪いイメージがあり、人に当てはめるのは適切ではないと思う。社会の意識を変えるためにも、ひらがな表記にすべきと判断した」と発言されたとのことでした。

◆あくまで私見ですが、「障害」の文字面だけ変えても差別意識がなくなるわけではなく、逆にこのような書き換えに不快感を感じる人もいますので、法律上使用されている「障害」を使うのがベターだと考えています。もちろん不快に思う人の気持ちを否定はしませんが、言葉の書き換えにこだわることには違和感を持っています。

◆この市長は、障害者に配慮してこの決定をされたと思うので、それ自体は大変ありがたいことです。しかし社会モデルの立場に立てば、「害という字を人に当てはめている」のではなく「社会が障害を生み出している」のです。

■「障害」のある社会を変えていくことが大切

◆障害が個人の中にあるものではなく、社会との関係性の中にあるものであるならば、なぜ「障がい」と書き換えをしなくてはいけないのか、ということになります。

◆もちろんすべてを「社会モデル」に当てはめて、社会を変えれば何でも問題が解決するというものではありません。しかし、これまで個人にすべてを帰結させてきた障害による不利益を、社会の問題という別な側面から見ることによって、必要な施策を行うということにつながっていくのではないかと思います。

◆ただし、「障害」の表記に拒否反応や嫌悪感を抱く方もいらっしゃると思います。そのお気持ちもわかるので、「障がい」の表記はダメだ!、などと言うつもりは全くありません。ただ、「障害」の表記にはこの「社会モデル」という考え方があること、障害者の生きにくさを生み出している社会そのものが、変わっていく必要があることは、知っていただきたいと思います。

◆当たり前ですが文字の表記は問題の本質ではありません。いかに障害者も健常者も、地域で安心して暮らせるようになるか、共生社会が実現できるかが大切なことです。

◆今回の条例の制定、社会モデルのこと、そしてこの表記の問題を知ることは、障害と社会の関係性を考えるひとつのきっかけになるかと思っています。